（以下「厚生年金保険」という。）の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、総合評定値通知書の写しのほか、それぞれ当該事実を証明する書類）

［注］

(A)　申請者が道路清掃作業その他の河川又は道路の維持に関する作業のみにつき一般競争（指名競争）に参加を希望する者であって建設業法第３条の規定による許可を受けていないものであるときは、規則第19条の３第２項の経営状況分析申請書に準ずる書類、規則第19条の７第２項の経営規模等評価申請書に準ずる書類、規則第19条の４第１項各号に掲げる書類に準ずる書類及び規則第19条の８第１項の工事経歴書に準ずる書類を提出するものとする。この場合において、申請者が法人であるときは登記事項証明書又はその写しを提出するものとする。

(B)　申請者が事業協同組合（中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合で、建設業法第３条の規定による許可を受け、かつ、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けているものをいう。以下同じ。）の総合点数の算定方法に関する特例の適用を希望する旨の申出をする事業協同組合であるときは、審査対象者（「事業協同組合に係る総合点数の算定方法等に関する特例要領の制定について」（昭和50年11月10日付け建設省厚発第473号の別紙）第２第２項又は「事業協同組合に係る総合点数の算定方法等に関する特例要領」（昭和50年12月４日付け建設省営管第459号）第２第２項に規定する審査対象者をいう。以下同じ。）の①、⑧及び⑨に掲げる書類、６（建設工事）(1)①に掲げる事項について記載した書類、建設業の許可番号、住所、電話番号、商号又は名称並びに代表者及び役員の氏名を記載した書類、並びに役員及び組合員名簿を当該事業協同組合に係る書類とともに提出すること。

（測量・建設コンサルタント等業務に係る申請書の添付書類）

①　業態調書

②　営業所一覧表

③　技術者経歴書

④　申請者が法人である場合においては、登記事項証明書又はその写し

⑤　営業に関し、法律上必要とする登録証明書等又はその写し

⑥　申請者が法人である場合においては、６（測量・建設コンサルタント等業務）(1)に規定する審査基準日の直前１年の各事業年度の貸借対照表、損益計算書並びに株主資本等変動計算書及び個別注記表、個人である場合においては、６（測量・建設コンサルタント等業務）(1)に規定する審査基準日の直前１年の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書

⑦　納税証明書の写し（申請者が個人である場合においては、国税規則別紙第９号書式（その３）又は（その３の２）、法人である場合においては、国税規則別紙第９号書式（その３）又は（その３の３））

ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類

［注］

申請者が次に掲げる者であるときは、それぞれ次に定める書類をもって④及び⑤に掲げる書類並びに③及び⑥に掲げる書類又はこれらに準ずる書類に代えることができる。

(a)　測量業者（測量法（昭和24年法律第188号）第55条の５第１項の規定により測量業者として登録を受けた者をいう。）

測量法第55条の８に規定する書類の写し

(b)　建設コンサルタント登録業者（建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第２条第１項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）

建設コンサルタント登録規程第７条第１項に規定する現況報告書の写し

(c)　地質調査業登録業者（地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第２条第１項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）

地質調査業者登録規程第７条第１項に規定する現況報告書の写し

(d)　補償コンサルタント登録業者（補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第２条第１項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）

補償コンサルタント登録規程第７条第１項に規定する現況報告書の写し

(3)　申請書等の作成に用いる言語等

①　申請書等は、日本語で作成するものとする。

②　申請書等中の金額については、外国貨幣額にあっては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条の外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載するものとする。

５　競争に参加する者に必要な資格

（建設工事）

次の①から⑥までに掲げる者でないこと。ただし、道路清掃作業その他の河川又は道路の維持に関する作業のみにつき一般競争（指名競争）に参加する者（以下「道路清掃作業参加者等」という。）については、①から④まで及び⑥に掲げる者でないこと。

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条に該当する者

②　予決令第71条第１項各号のいずれかに該当し、期間を定めて一般競争に参加させないこととされた者のうち、当該期間を経過しない者

③　経営状態が著しく不健全であると認められる者

④　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）若しくは添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

⑤　建設業法第３条の規定による許可及び同法第27条の23第２項に規定する経営事項審査（経営事項審査の告示第一の一の２に規定する審査基準日が一般競争（指名競争）参加資格審査の申請をする日の１年７月前の日より後のものに限る。）を受けていない者

⑥　経常建設共同企業体で、その構成員に①から⑤まで（道路清掃作業参加者等については、①から④まで）に該当する者を含む者

（測量・建設コンサルタント等業務）

次の①から⑤までに掲げる者でないこと。

①　予決令第70条に該当する者

②　予決令第71条第１項各号のいずれかに該当し、期間を定めて一般競争に参加させないこととされた者のうち、当該期間を経過しない者

③　経営状態が著しく不健全であると認められる者

④　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）若しくは添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

⑤　営業に関し法律上必要な資格を有しない者

６　競争参加者の資格審査

（建設工事）

５に定める資格を有しない者については、一般競争（指名競争）参加資格がないと認定する。前者以外の者については、(1)に掲げる客観的事項（共通事項）の項目（道路清掃作業参加者等については、これに準ずる項目）及び(2)に掲げる主観的事項（特別事項）の項目について総合点数を付与し、希望工事種別ごとに、総合点数の高点順（同点の場合は、年間平均完成工事高の順）に配列し、等級の区分を設けている工事種別については高点順に等級及び当該等級における順位を付して一般競争（指名競争）参加資